

議案第 32 号

所沢市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

所沢市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正及び個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付を窓口で行うことに伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市印鑑条例の一部を改正する条例

所沢市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「前3項」を「前各項」に、「印鑑登録の証明を受けようとする者」を「印鑑登録者」に、「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 個人番号カード

(2) 移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

第17条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「、印鑑登録証」を「印鑑登録証」に改め、「添えた者」の次に「に対してのみ、第2項の規定による申請を受けたときは印鑑登録者」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の申請があつたときは、印鑑登録証」を「第1項の規定による申請があつたときは印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と、前項の規定による申請があつたときは個人番号カード」に改め、「登録事項と」の次に「印鑑登録証明書交付申請書を」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関

する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）を添えて、印鑑登録証明書交付申請書により市長に申請することができる。この場合において、印鑑登録者は、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第17条第4項の改正規定（同項を同条第5項とする部分を除く。）は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第49条の規定に限る。）の施行の日から施行する。